



様式第二十号（第十二条の五関係）

## 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成25年9月3日

住 所 京都府八幡市内里柿谷5番地の3

氏 名 三原建設株式会社  
代表取締役 三原 美知子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都府山城北保健所長 和田 行雄



許可の年月日	平成25年9月3日	許可番号	5山北保環第11号の7
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)	施設の種別 木くずの破砕施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に掲げる施設)  産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	京都府京田辺市甘南備台2丁目2番		
処理能力	80t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)